

# 大林組グループ企業倫理通報制度

- ・ **ささいな不正や、不正の発生が予想される段階**でも通報してください。
- ・ 通報対象者がたとえ役員であっても全て調査します。 **皆様の声を無視することはありません。**
- ・ 通報対象者の行為が違法行為であるかどうか **自信がない場合や確固たる証拠がない場合でも通報してください。**
- ・ 調査は **通報者保護を最優先に進めます**ので、安心して通報してください。また、通報したことで **不利益取り扱いをすることは決してありません。**

※通報制度に関する皆様の疑問については、次頁の「2 通報制度Q&A」にてご紹介しております。

## 1 通報受付窓口及び通報手段

	内部窓口 (国内事業・海外事業)		外部窓口 (国内事業)
	大林組本社 企業倫理委員会事務局	大林組監査役※	なにわ橋法律事務所
メール 	<a href="mailto:compliance_box@mb.obayashi.co.jp">compliance_box@mb.obayashi.co.jp</a>	<a href="mailto:supervisoryboard_box@ml.obayashi.co.jp">supervisoryboard_box@ml.obayashi.co.jp</a>	<a href="mailto:rinri.tshou@naniwabashi.com">rinri.tshou@naniwabashi.com</a>
郵便 	〒108-8502 東京都港区港南2-15-2 品川インターシティB棟 株式会社大林組 本社 企業倫理委員会事務局 宛	〒108-8502 東京都港区港南2-15-2 品川インターシティB棟 株式会社大林組 監査役 宛	〒530-0047 大阪市北区西天満1-2-5 大阪J Aビル12階 なにわ橋法律事務所 大林組企業倫理通報窓口 宛
電話 	03-5769-2414 (つうほういいよ) 受付時間：平日 8:30～17:15	03-5769-1800 受付時間：平日 8:30～17:15	電話・FAX共用 大林組グループ専用フリーダイヤル 0120-520884 (いつもおおばやし) 受付時間：平日 10:00～18:00 (他は留守番電話にて受付)
FAX 	03-5769-1830	03-5769-1980	

※通報する際に情報を整理するための [通報メモのフォーム](#) を用意していますのでご活用ください。

※ **匿名とするため、私用のメールを使って通報いただいても構いません。** 会社のメールを使用しても、 **通報者名を公開することはありません。** また、メールで通報いただくと、通報者と担当窓口の連絡が容易になるため、是非、メールの活用をご検討ください。

※2019年4月から **大林組監査役への通報窓口を新設** しました。監査役会は会社の業務執行から独立した機関です。受け付けた通報は、監査役会が直接、あるいは関係部署へ指示して調査を行い、是正の必要がある場合は監査役会として会社の執行部門に申し入れます。

## 2 通報制度Q & A

内部通報制度を利用しようとされている方は、どのように調査をするのか、通報したことで職場に居づらくなるのではないかと様々な不安をお持ちだと思います。そのような皆さんの不安や疑問を解消するため、調査にあたって留意する事項等を以下に紹介いたします。

(1)	どのような内容の通報を受け付けてもらえますか？
<p>当社グループの事業に関する<u>不正であればどのような通報でも受け付けます。</u>ただし、個人的利益を図る目的や誹謗、中傷その他不正の目的をもって行われた通報はお受けできません。</p> <p>※通報いただいた内容は<u>すべて大林組監査役会に対して報告</u>しております（監査役会は通報者の不利益にならないよう配慮しています）。</p>	
(2)	誰が調査をするのですか？
<ul style="list-style-type: none"><li>・<u>大林組企業倫理委員会事務局</u>（大林組本社総務部）または<u>大林組監査役会</u>（監査役に直接通報した場合）が調査いたします。</li><li>・また、大林組関係部門（各店総務部や工事部等）に調査協力を要請することがあります（通報者名を限定的に開示することにより、通報者保護につながる場合を除き、当社関係部門に通報者名を開示することはありません）。</li></ul>	
(3)	どのような方法で調査するのですか？
<ul style="list-style-type: none"><li>・通報内容によって調査方法は異なりますが、一般的に経理伝票、調達プロセス、メール送受信記録、通話記録等の資料確認や、関係者及び通報対象者へヒアリングを実施する方法が考えられます。</li><li>・少人数の部署内での不正行為等、関係者へ事実確認を行うと通報者が特定されてしまうおそれがある場合は、他の複数の部署を含めた内部監査の形式で調査を実施いたします。</li><li>・いずれの調査方法でも通報者が特定されてしまうおそれがある場合は、事前に通報者に調査の進め方を相談します。</li></ul>	
(4)	どのような方法で通報者を保護するのですか？
<ul style="list-style-type: none"><li>・大林組関係部門に調査協力を要請する場合、通報者名を秘匿するとともに、<u>通報者をせん索する行為は絶対にしないよう指導</u>しております（通報者名を限定的に開示することにより、通報者保護につながる場合を除き、当社関係部門に通報者名を開示することはありません）。</li><li>・関係者や通報対象者にヒアリングを実施する場合、<u>通報者をせん索する行為は厳に慎むこと、また、報復を行った場合は処分対象となり得ることを伝えたい</u>うえで実施いたします。</li><li>・大林組グループの企業倫理通報制度運用規程にも「相談受付窓口や当社関係部門は、通報者が不利益を被らないよう、通報者が特定されないよう配慮しなければならない」ことを明記しています。</li></ul>	
(5)	通報するには不正の証拠が必要ですか？
<p><u>証拠がなくても通報を受け付けます。</u>ただし、既にお手元に証拠資料等があれば送っていただくと調査しやすくなります。</p>	
(6)	調査結果はどのように報告されるのか？
<ul style="list-style-type: none"><li>・通報者には調査完了後、通報を受け付けた窓口から<u>調査結果を報告</u>いたします。</li></ul>	

### 3 通報事例

通報内容は不正会計を始めとして多岐にわたっており、通報によって重大な違反行為に発展する前に防げたものもあります。企業倫理の更なる推進を図るため、通報例とその対応例を以下のとおり紹介します。

通報種別	通報内容（例）	対応（例）
不正会計	協力会社に水増し請求を指示し、水増し分を着服している大林組職員がいる。	調査の結果、当該事実が確認され、当該者を社内処罰するとともに返金請求した。
ハラスメント	大林組の所長から遂行不可能な業務を強制され、こなせない場合に暴言を吐く等の精神的な攻撃をしている。	調査の結果、当該事実が確認され、環境を整えるべく、所長を異動させた。
施工上の不具合	大林組の職員が、施工上の不具合対応において、監理事務所の承認を得ずに是正しようとしている。	調査の結果、監理事務所の承認を得たうえで是正がされていたことを確認した。
労務管理に関する問題	大林組の職員から、労災隠しを指示された。	調査の結果、当該事実が確認され、当該職員を社内処分した。